

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	7-2
処分の種類	採捕許可の内容の変更等			
根拠法令条例等・条項	長野県漁業調整規則第20条			
処分の概要	長野県漁業調整規則第5条に規定する漁法についての採捕の許可の、内容の変更、制限若しくは条件の付与、又は採捕の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県漁業調整規則 (許可の内容の変更等) 第20条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、又は採捕を停止させることがある。 (1) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。 (2) 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。 2 前項第2号の規定により処分する場合は、当該違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。 3 知事は、第1項の規定による処分を行うときは、聴聞を行わなければならない。 4 第19条第5項の規定は、第1項の規定により処分する場合について準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			